



## 質問

総会の決議要件を「出席組合員の議決権の過半数及び総会に現に出席する組合員の過半数で決する」に変更することに、問題はありませんか。

(相談概要)

組合員の総会出席を促すため、総会の決議要件をマンション標準管理規約にある

「出席組合員の議決権の過半数で決する」を

「出席組合員の議決権の過半数及び総会に現に出席する組合員の過半数で決する」に

変更する案が出されていますが、問題はありませんか。



## 回答

区分所有法第 39 条 では「法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する」となっており、規約で管理組合独自の決議要件を規定することが認められていますので法的な問題はないと思われます。

区分所有法

(議事)

第 39 条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。